

## 独立行政法人労働者健康安全機構 第 5 期中期目標 新旧対照表 (案)

変更案	現 行
<p data-bbox="293 320 963 352">独立行政法人労働者健康安全機構 第 5 期中期目標</p> <p data-bbox="277 411 1088 488"><u>令和 6 年 2 月 22 日付厚生労働省発基安 0222 第 2 号指示</u> <u>変更：令和 7 年〇月〇日付厚生労働省発基安 0000 第〇号指示</u></p> <p data-bbox="168 552 1081 727">独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p data-bbox="730 791 1088 871" style="text-align: right;"><u>令和 7 年〇月〇日</u> 厚生労働大臣 <u>福岡 資麿</u></p> <p data-bbox="168 935 389 967">第 1・2 （略）</p> <p data-bbox="168 1031 1081 1158">第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 （略）</p> <p data-bbox="168 1222 819 1302">1 勤労者医療及び地域医療における役割の推進 （1）・（2） （略）</p>	<p data-bbox="1238 320 1908 352">独立行政法人労働者健康安全機構 第 5 期中期目標</p> <p data-bbox="1111 552 2022 727">独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p data-bbox="1671 791 2029 871" style="text-align: right;"><u>令和 6 年 2 月 22 日</u> 厚生労働大臣 <u>武見 敬三</u></p> <p data-bbox="1111 935 1332 967">第 1・2 （略）</p> <p data-bbox="1111 1031 2022 1158">第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 （略）</p> <p data-bbox="1111 1222 1762 1302">1 勤労者医療及び地域医療における役割の推進 （1）・（2） （略）</p>

(3) 地域医療への貢献

労災病院において、都道府県が策定する第8次医療計画や医療圏ごとの特性などを踏まえ、効果的な地域医療連携を推進すること。

なお、地域の医療機関との連携に当たっては、地域の医療ニーズの分析や関係機関との調整など機構本部が必要に応じて支援を行うこと。

北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院の統合について、「岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の統合に係る基本合意」

(令和3年7月)及び「岩見沢市新病院建設基本計画」(令和4年9月)を踏まえ、同労災病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野の医療に配慮しつつ、関係者と協議の上、適切に措置できるよう検討を進めること。

その他にも、地域の医療ニーズ等の状況を踏まえ、関係者とも協議の上、必要な対応を行うこと。

(4)～(9) (略)

2～10 (略)

第4 業務運営の効率化に関する事項

(略)

1・2 (略)

(3) 地域医療への貢献

労災病院において、都道府県が策定する第8次医療計画や医療圏ごとの特性などを踏まえ、効果的な地域医療連携を推進すること。

なお、地域の医療機関との連携に当たっては、地域の医療ニーズの分析や関係機関との調整など機構本部が必要に応じて支援を行うこと。

北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院の統合について、「岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の統合に係る基本合意」

(令和3年7月)及び「岩見沢市新病院建設基本計画」(令和4年9月)を踏まえ、同労災病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野の医療に配慮しつつ、関係者と協議の上、適切に措置できるよう検討を進めること。

(4)～(9) (略)

2～10 (略)

第4 業務運営の効率化に関する事項

(略)

1・2 (略)

### 3 業務運営の効率化に伴う経費節減等

#### (1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等

運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図る。

特に、一般管理費については、従前にも増して経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。

また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、第4期中期目標期間の実績（特殊要因を除く。）の平均を超えないものとする。また、「第5 財務内容の改善に関する事項」の1（1）に記載している労災病院における収支改善計画の実効性を確保するため、各労災病院の支出の削減に繋がる方策に取り組むこと。

(2)・(3) (略)

### 4 (略)

## 第5 財務内容の改善に関する事項

(略)

### 1 労災病院の経営改善

(1) 地域の医療ニーズを踏まえた病院機能の見直し・合理化

### 3 業務運営の効率化に伴う経費節減等

#### (1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等

運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図る。

特に、一般管理費については、従前にも増して経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。

また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、第4期中期目標期間の実績（特殊要因を除く。）の平均を超えないものとする。

(2)・(3) (略)

### 4 (略)

## 第5 財務内容の改善に関する事項

(略)

### 1 労災病院の経営改善

(1) 地域の医療ニーズを踏まえた病院機能の見直し・合理化

物価高騰や患者減少等による労災病院の経営状況の悪化を踏まえ、各労災病院の収入の増加及び支出の削減に繋がる方策に取り組むこと。具体的には、令和7年度について労災病院ごとに「収入額」が「投資的経費を含む支出額」を上回る収支改善計画（以下「黒字計画」という。）の策定を原則としていることを踏まえ、その達成に万全を期すとともに、計画段階で黒字化が困難な労災病院については、地域医療構想調整会議における地域での検討状況等を踏まえ、移譲や統廃合等の方策について早期に結論を得ること。

また、黒字計画を策定した労災病院については、その実効性を確保するため、機構本部はその執行状況を管理し、状況に応じて必要な措置を講じること。さらに、令和7年度において収支改善が図られなかった労災病院については、令和8年度以降の収支改善計画においても同様の取組を行うこと。

その中で、収支改善が困難な労災病院については、地域医療構想調整会議における地域での検討状況等を踏まえ、移譲や統廃合等の方策も含めた病院のあり方について結論を得ること。

また、機構本部において、これらの取組を進めるための体制を整備すること。

(2)・(3) (略)

(4) 収支改善を図るための医業収入の確保

労災病院の収支改善に必要な医業収入を確保するため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うこと。

各労災病院について、支出の抑制及び収益の確保を図ることはもとより、今後の地域における人口・疾病構造の変化等を踏まえ、地域の医療ニーズにより適合した病院となるよう、診療体制や病床数など病院機能の見直し、合理化を図ること。

(2)・(3) (略)

(4) 医業収入の安定的な確保

安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うこと。

また、医療圏ごとの実情を踏まえ、客観的な指標を設定することで、病院施設を効率的に稼働させ、収支改善を図るための医業収入を確保すること。

また、医業未収金について、発生防止及び回収に引き続き努めること。

## 2 (略)

### 3 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施

「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

また、独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。

## 4 保有資産の見直し

### (1) 保有資産

引き続き、保有資産について、利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断の見直しを行うこと。

### (2) (略)

また、医療圏ごとの実情を踏まえ、客観的な指標を設定することで、病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努めること。

医業未収金について、発生防止及び回収に引き続き努めること。

## 2 (略)

### 3 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施

運営費交付金を充当して行う事業については、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

また、独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。

## 4 保有資産の見直し

### (1) 保有資産

引き続き、保有資産について、利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断の見直しを行うこと。

### (2) (略)

### 【指標】

- ① 労災病院の病床利用率を各年度全国平均以上とすること。
- ② 中期目標期間の各年度の損益計算において、労災病院事業として経常収支率（経常収益÷経常費用×100）を前年度より上回る  
こととすること。ただし、前年度の経常収支率が100%以上であった場合には、100%以上の経常収支率とする。  
なお、1（1）に記載の収支改善に係る事項について十分留意  
すること。

### 【目標設定の考え方】

- ① 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の8の規定による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率については、令和元年～4年の平均値が71.7%であったのに対して、機構の令和元年度～4年度の平均実績が74.2%であり、第4期中期目標の指標である全国平均以上と大きく乖離していないことから、病床利用率の実績を全国平均以上とした。  
なお、厚生労働省は、評価に際して、感染症の流行による患者数の減少など機構を取り巻く環境の変化により影響を受けるものであることを考慮するとともに、毎年度の財務諸表や業務実績評価等を通じ、そうした環境の変化が経営に与えた影響や、機構の経営改善の取組の成果及び改善状況の把握・分析に努めるものとする。
- ② 効率的かつ財政的に自立した運営を実施するためには、労災病院事業を黒字経営することが重要であるが、病院を取り巻く厳し

### 【指標】

- 労災病院の病床利用率を各年度全国平均以上とすること。  
(新設)

### 【目標設定の考え方】

- 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の8の規定による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率については、令和元年～4年の平均値が71.7%であったのに対して、機構の令和元年度～4年度の平均実績が74.2%であり、第4期中期目標の指標である全国平均以上と大きく乖離していないことから、病床利用率の実績を全国平均以上とした。  
なお、厚生労働省は、評価に際して、感染症の流行による患者数の減少など機構を取り巻く環境の変化により影響を受けるものであることを考慮するとともに、毎年度の財務諸表や業務実績評価等を通じ、そうした環境の変化が経営に与えた影響や、機構の経営改善の取組の成果及び改善状況の把握・分析に努めるものとする。  
(新設)

い経営環境等を踏まえ、毎年度、経常収支率を前年度以上とする  
ことを水準として設定する。ただし、前年度の経常収支率が  
100%以上の場合には、100%以上を維持することとする。

第6 (略)

第6 (略)